

瀬戸内トラストニュース

第44号 2009年1月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市下中野 318-114 松本方 Tel&fax 086-243-2927

上関原発・公有水面埋立て取消訴訟へご支援を

08年12月2日、長島の自然を守る会は、山口地裁に公有水面埋め立てにより、不利益を被る「人と生き物の権利」としての立場から「上関自然の権利訴訟」を提訴しました。原告および訴状作成などさまざまな形でご支援いただいた皆様にお礼申し上げますとともに、これからが本番ですので、変わらぬご支援をよろしくお願いいたします。また、「上関自然の権利訴訟」は、原告をさらに募集しています。あなたも原告団に加わって下さい（原告団参加の詳細については3頁をご覧ください）。

また同日、祝島の漁業者74名の「公有水面埋立取消訴訟」第一回公判も行われ、祝島島民の会の山戸貞夫さんが陳述し、「島で生まれ育ち、島で生きてきた祝島漁民・住民が、今後とも島で行き続け一生を全うするため」、原発建設とそのための埋立ては認められないと、祝島の被る生存権の侵害を力強く訴えました。次回、第二回公判は3月10日(火)です。

おりしも祝島は、朝日新聞130周年事業「日本の里100選」（選定委員長：山田洋次・映画監督）に2000ヶ所以上の候補地の中から選ばれました。瀬戸内の原風景を色濃く残す周防灘、そこに浮かぶ祝島はかけがえのない財産です。「自ら生態系を守り一次産業再生に努めることを自治会規約で確認。無農薬のピワ栽培、野菜くずなど島内の資源で豚も飼う」ことが高く評価されています。祝島と原発とは共存などできるはずがありません。

訴訟にご参加を！そして、さらにご支援をお願いします！



08年12月 弁護団田ノ浦を視察(長島の自然を守る会)



08年2月10日 田ノ浦から望む祝島

目次

山口県	カンムリウミスズメら原告に、「上関自然の権利訴訟」を提訴	高島 美登里	2~3
兵庫県	行政事務組合によるゴミ処理施設反対！ 広がる立木トラスト！！	松本 宣崇	4
香川県	内海ダム・強制収用、そして本体着工へ!?訴訟への参加を 09.5.30~31 日本景観学会小豆島大会開催	石井 亨	5
大分県	大入島埋立て取消訴訟にさらにご支援を！ 埋立て免許取消求め、最高裁へ上告、そして県相手に住民訴訟提訴	下川 澄江	6
広島県	鞆の浦埋立て架橋計画を止めよう！ 2008年瀬戸内沿岸の海岸生物調査まとめ	松本 宣崇 小西 良平	7 8~9
愛媛県	粉じん・騒音・振動被害に悩む今治市大島早川地区 急げ！瀬戸内法改正	阿部 悦子	10
岡山県	市民活動のための「環境アセスメント講座」岡山開催		11
	湯浅一郎さん連続講演会「瀬戸内海から発信する環境と平和」案内		12

カムリウミスズメら原告に、「上関自然の権利訴訟」を提訴

長島の自然を守る会代表 高島 美登里

1. 「上関原発建設ありき」の公有水面埋立許可

10月22日に二井関成山口県知事は中国電力に対して公有水面埋立許可を出しました。

10月16日に上関町周辺の2市4町や全国から寄せられた埋立許可を出さないよう要請する8万筆あまりの署名を提出し、反原発3団体それぞれが申入れを行った矢先のことです。さらに10月31日には最高裁が漁業補償契約をめぐる裁判で計画に反対している祝島の漁業者の上告を棄却しました。

この裁判は祝島の旧漁協と組合員の代表3人が原発計画に伴い中国電力と関係8漁協でつくる管理委

員会などが締結した漁業補償契約は効力がないと訴えていたもので、一審の山口地裁は一部、訴えを認めましたが、二審の広島高裁が訴えを全面的に退けたため、漁業者側が上告していたものです。この上告について最高裁は憲法違反などの上告理由がないとして棄却し、二審の高裁判決が確定することになりました。

まさに国・県・事業者が一体となった「埋立ありき・建設ありき」のなりふり構わぬ姿勢をさらけ出しています。

2. 埋立取消を求めて2つの裁判を提訴

私たち上関原発に反対するメンバーは、知事の不当な判断に対し相次いで2件の提訴を行いました。まず、10月20日に祝島の漁業者74名が埋立許可差し止めの提訴を行い、その後、取消訴訟に切り替え、争っています。



カムリウミスズメ（長島の自然を守る会撮影）

長島の自然を守る会は、公有水面埋め立てにより、不利益を被る「人と生き物の権利」としての立場から12月2日に「上関自然の権利訴訟」を提訴しました。原告は、長島の生態系の素晴らしさを象徴する6種の生物“スナメリ・カムリミスズメ・ヤシマイシン近似種・ナガシマツボ・ナメクジウオ・スギモク”と長島の自然を守る会および祝島島民の会の2団体、および個人111名です。

訴状では、①中国電力が地盤地質についての詳細調査を終えておらず、公有水面埋立法が求める公共施設たる原子力発電所の配置、規模が適正に審査できる状

況にないこと。②環境影響評価において、海を隔ててわずか4キロしか離れておらず、仮に放射能漏れなどの事故が発生すれば最も深刻な影響を受ける祝島が調査されていないこと。③海域の埋め立てによって希少な生物が多数生息する田ノ浦の環境と多様な生態系が破壊されつくしてしまうこと。④冷却水の取水排水にともなう恒常的な生態系破壊と一旦事故が発生すれば壊滅的な打撃を蒙ることが全く配慮されていないこと。⑤中国電力がアセスメント実施過程で科学的なデータに基づく警告を繰り返し受けてきたにもかかわらず、事実に対する検討を怠り、杜撰なアセスメント手続きを実施したこと。⑥長島は瀬戸内海国立公園にあり、瀬戸内海環境保全特別措置法に違反することなどにおいて、知事の埋立許可の違法性を告発しています。

裁判の勝負は法廷内でなく、むしろ法廷外にあると思います。提訴を通じて、「埋め立て許可を許さんぞ」という世論を拓けることが、司法の正しい判断を導きだす原動力です。瀬戸内海で最後に残された自然の宝庫を壊滅させ、自然と共生する自立的な暮らしをしてきた祝島の人々の生活基盤を奪い、人類の負の遺産である原子力発電所を建設するための埋め立てを決して許すことは出きません。二井関成山口県知事は歴史的・世界的な汚点を残す埋め立てを許可した誤りを認め、即刻、許可を取り消すべきです。私たちは司法の場において、このことを追及し訴えていきます。全国の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

上関原発公有水面埋立免許取消請求事件訴状の概要

はじめに

この訴訟は、上関町長島の自然環境の保全、原発施設による災害防止などを目的として、公有水面埋立法に基づく免許取消を求める訴訟である。

本件は自然及び自然と共に生きていきたいと思う人々が原告となり、自然のために裁判を起こす「自然の権利」訴訟である。

原告：① スナメリ、カンムリウミスズメ、ヤシマイシン近似種、ナメクジウオ、スギモク
② 祝島住民、「長島の自然を守る会」、その他、長島の自然の恵みを楽しみ、本件原発による事故により生命身体の危険にさらされる可能性がある者（団体および個人）である。

被告：山口県知事

訴訟の種類：行政事件訴訟法に基づく公有水面埋立免許取消請求事件

「自然の権利」とは

「自然の権利」訴訟とは自然生態系に固有の価値を認め、その価値を守るために人々が自然生態系を代弁する訴訟である。

これは自然 vs.人間の対決ではなく「自然及び自然と共に生きていきたいという人々」と「開発する人間」との対決である。

野生生物を原告とする意味は、この訴訟で最も守られるべき存在であるから、象徴的意味で原告として表示することにした。

埋立免許の違法性

1) 環境影響評価法に基づく手続きの欠如

- ① 祝島区域について調査が行われていない（法4条1項2号、3号違反）。
- ② 野生生物に対する定量的評価が行われておらず、当該埋立、原発施設によって生じる生態系への影響予測が科学的知見に基いていない（法第1条違反）。
- ③ 冷取水の取り込み、温排水などについての影響評価が科学的知見に基いていない（法第1条違反）。

2) 景観、自然生態系への保全が配慮されておらず、国立公園法、「瀬戸内海環境保全臨時措置法」に違反する（法4条1項2号、3号違反）。

3) 用地取得が完全に実現しておらず、取得の見込みも経たない。その結果、本件では国土利用の合理性が判断できず、法2条、3条、法4条1項1号に違反する。

4) 詳細調査が完了しておらず、災害防止への配慮が不明であり、「其ノ埋立ガ環境保全及災害防止ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」（公有水面埋立法4条1項2号）の要件に違反する。

5) 漁業権者間で係争中であり、当該公有水面の漁業権者の同意が得られていないこと（法4条3項違反）。

原告になって下さる方は？

費用：現在の裁判所の状況では原告一人一人について訴訟費用が2万円必要になります。

委任状：規定の委任状に本人の自筆署名および印鑑が必要です。

期日：原告になって下さる方は3月31日（火）までにご連絡下さい。原告団を募っています。

原告団連絡先：長島の自然を守る会

〒747-0063 山口県防府市下右田 387-14 高島美登里

TEL&FAX 0835(23)1891, 携帯TEL 090(8995)8799,

e-mail midori.t@crocus.ocn.ne.jp

原告費用振込先

郵便振替口座

15500-23173591

行政事務組合によるゴミ処理施設に反対！ 広がる立木トラスト！！

環瀬戸内海会議事務局 松本 宣崇



豊岡市で住民への十分な説明もないまま、強行されてきた行政事務組合（一市二町）の広域ゴミ汚泥焼却施設建設計画。選定基準で最適地とされた市内日高町上郷地区が、一昨年来の立木トラストで「白紙撤回」となり、立地を巡り迷走してきた。

08年春突然、浮上したのが豊岡市竹野町坊岡地区。清流竹野川の上流に位置するわずか24戸の小集落の谷あいを目をつけ、事務組合は反対住民・地権者に執拗な買収攻勢と

嫌がらせを繰り返してきた。立木トラストをも誹謗中傷し、私たち環瀬戸も断固抗議（抗議文参照）してきた。

地元住民の会は屈することなく、自ら立木トラストを募集するとともに、予定地とされる土地の所有者に理解を求め、また、周辺地区にも反対住民の会が結成された。12月23日に冷たい雨の中、共同で約100本の立木トラスト第3回札掛けを実施した。

以下、行政事務組合への抗議文

兵庫県豊岡市中央町 1 1 - 2 2
北但行政事務組合 御中

平成 20 年 10 月 21 日

岡山市富田町 1 丁目 6 番 1 3 号
環瀬戸内海会議
共同代表 阿部 悦子 石井 亨
代理人 弁護士 大石 和昭

抗議文（原文）

当職は、環瀬戸内海会議（共同代表 阿部 悦子 石井 亨：事務局・岡山市下中野 31 8-114 松本方）から依頼を受けました岡山弁護士会所属の弁護士大石和昭と申します。環瀬戸内海会議の代理人と致しまして、以下のとおり抗議をいたします。

環瀬戸内海会議は、瀬戸内海のかげがえのない自然を育み、豊かな自然を更生に伝えるため、ゴルフ場・リゾート開発、その他の乱開発をストップさせ、循環型社会への転換を目指すことを目的として設立され、活動している非営利団体です。

当会は、貴組合によるゴミ・汚泥焼却施設計画に反対して運動を展開している地元住民団体「坊岡住民のくらしと命を守る会」と協議のうえ、立木トラスト実施を決定、その事務を引き受け反対運動に協力をしています。

今般、貴組合は、反対運動の一環として実施されている立木トラスト運動に対し、「立木トラストなんかしていると、土地を取られてしまう」「土地が売れなくなる」「話しがしたいので印鑑を持ってきて欲しい」などと電話し、地権者に対してデマと誹謗中傷を繰り返しています。

立木トラストは、住民の反対運動の一つとしての正当な権利行使であり、地権者と環瀬戸内海会議、立木オーナー間における、立木トラスト売買契約に基づき適正になされているものであり、貴組合の喧伝するような問題点は全くないものであります。

貴組合の言動は、立木トラスト運動に対する「虚偽内容」の喧伝であり、環瀬戸内海会議や「坊岡住民のくらしと命を守る会」に対する誹謗中傷にあたり、両団体に対する名誉信用（社会的信用）を傷つけ違法な行為に当たるものであります。

環瀬戸内海会議は、貴組合に対し、再び誹謗中傷に当たる行為をしないよう強く抗議をする次第であります。

内海ダム・強制収用、そして本体着工へ!?

訴訟への参加を、ご支援を!

環瀬戸内海会議共同代表 石井 亨



05年5月から、毎月一回香川県庁前で街頭宣伝

08年暮れ、総務省から21年(09年)度予算内示があった。国費3億9,508万円、総額8億3,000万円。その内訳はダム本体4億円弱・付替道路2億3,000万円・測量試験費2億円(測量試験費には、仮設道路、水門調査費、設計費、補償費等が含まれる、補償費は3,000万円を見込んでいる)とされている。

これに先立って08年3月19日、香川県は国土交通省四国地方整備局に対して土地収用法適用事業認定申請を行っている。しかし、この申請から9ヶ月近く経った今も認定は行われていない。

あくまで反対住民との間で公開の下に話し合うことを避け続け、弁護士会等第三者によるシンポジウムさえ拒否しての手続きであった。

また、この事業は、20年度に香川県公共事業再評価委員会に諮られた。その結果「継続」と判断されたが、「これほど大きなダムが本当に必要か」「住民の十分な理解のもとで」等の意見が出された。この結果を受けて国でも本事業の再評価が行われるが、ここで言う国の再評価は、県が行った再評価の是非を問うのではなく、県の評価結果を受けてこれを具体的な事業計画にすることを言う。従って、この事業の是非が検討される機会は今も無いことになる。

年明け早々とも考えられる収用認定に対する対策として、認定取消訴訟の準備が今進められようとしている。この訴訟に参加出来るのは直接の地主及び利害関係人であり、トラストによる立木所有者も対象となり得ると考えられる。

この事業に関しては、災害の被害評価に始まって利水・治水両面から多くの疑問があり、また堆積層の上に作られ、しかも堰堤直下には断層があるという、全く理解できないダムと言わざるを得ない。科学的な検証は法廷の場に持ち込まれることになる。**是非ともトラストによる立木所有者の訴訟へのご参加、並びにカンパ等の支援をお願いします。**

☆☆ 日本景観学会・小豆島大会 開催!! ☆☆

日時 2009年5月30(土)~31日(日)

場所 香川県小豆島(主会場:土庄中央公民館)

大会日程(予定)

5月30日(土) 小豆島島内視察 13:00 土庄港集合・出発

5月31日(日) 基調講演・シンポジウム 10:00 開会 15:00 閉会・解散

・・・ 日本景観学会とは ・・・・・・・・

日本景観学会はすべての学問分野が有機的に連携し、あるべき景観・姿を希求する研究集団として1990年に発足した。ここには研究者のみならず、地域活動家はじめとする一般市民も集い、景観を巡る活発な議論の場となっている。

定期的に地方大会を開くが、08年には世界遺産を目指す佐渡島で行われ、09年は5月30~31日、香川県小豆島で開催する予定。今回のテーマは「公共事業と景観」。

日本景観学会小豆島大会実行委員長 川村 晃生(慶応大学文学部教授)

大入島埋立て取消訴訟にさらにご支援を 埋立て免許取消求め、最高裁へ上告、そして県相手に住民訴訟提訴



大入島石間区埋立て予定地では、工事強行を止めようと、住民による平日昼間の見張りが今日も続く

9月8日福岡高裁での棄却を受け、上告は14日以内に提出しなければならないと、9月21日弁護士が石間区に来ました。高裁判決文は、現行漁業法では①慣習上の権利はない。②磯草の権利もない。③入札は漁業権の貸付違反と、不利なことばかり。このままでは不利な判決確定で終わってしまうとの説明だった。高裁に差し戻しになることも考えられ、最高裁に上告しましょうと。

場内はしんとなり、正直、私も不安でした。でもこのままではいけないという思いもありました。裁判を始める時からわかっていたこと、始めたら最後までやる、またその気持ちを訴えなければならない。いろいろな意見が出たが、**上告**に決まりました。

知事も08年7月「大入島埋立て以外に方策がないか調査したい」と表明。県と佐伯市で調査検討プロジェクトチームを設けた。今、佐伯市では建設会社の景気が悪く、廃業したり、資金繰りに困っていたり。入札が止まっている。9月市議会の一般質問では、自民党系議員が「もう石間区の埋め立てはやめましょう」と声をあげた。

並行して、大分地裁では、納税者なら誰でも訴

佐伯の自然を守る会 下川 澄江

えられる住民訴訟が始まっている。大入島埋立て計画への税金の用途は不当と訴えている。無駄な公共事業はやめ、一番安い方法ですべきだと。行政訴訟に詳しい裁判官がおり、中身に踏み込んでもらえれば負けることはない、弁護士に力強い言葉を頂いた。これからも一丸となり頑張っていきたい。

11月18日大分地裁で進行会議があり、12月18日、1月29日、3月3日と、やっと進行会議日程が決まりました。裁判までまだ時間がかかりそうですが、弁護士さんは力を入れてくれています。

ところで、大入島住民の反対運動で3年以上も工事が中断し、法廷闘争が続くなか、県プロジェクトチーム（PT）が12月15日、「実現可能な三案」を事実上「代替案」として知事に提案した。



在りし日の清家さん

代替三案は、土砂量を原案より約四割削減のうえ、①佐伯港埠頭埋立て、②佐伯港埠頭と臼杵港埋立て、③大分市大在沖海底埋立てとなっている。しかし、**大入島埋立て案が断念された**

わけではない。県知事は「08年度中に原案含む四案から結論を出す」としている。

大入島へのたくさんの支援金に感謝いたします。また、11月22日の清家太さんの葬儀は大勢の人に見送られて良い葬儀だったと思います。ヘルメットに埋立て反対のハチマキをしめて単車を飛ばしていた姿を思い浮かべると、志半ばで残念だったろうと思います。また一人大切な同士を失いました。

環瀬戸内海会議	合掌	り申し上げます	心よりご冥福をお祈りに旅立たれました	反対運動の勝利を見ずに旅立たれました	石間区の抱える埋立て	薬石効無く また	大変心配しております	厳しいご容態と伺い	工透析を欠かせない	伺いましたのですが人	ダ子さんにご症状をお	裁判決の日 奥様のサ	止め訴訟控訴審福岡高	九月八日 埋立て差	した	おじくなりになられま	太さんが十一月二十日	の石間区前区長 清家	大分県佐伯市大入島	計	報
---------	----	---------	--------------------	--------------------	------------	----------	------------	-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	-----------	----	------------	------------	------------	-----------	---	---

鞆の浦埋立て架橋計画を止めよう！

環瀬戸内海会議事務局 松本 宣崇

住民が07年4月提訴した公有水面埋立て訴訟は、目下広島地裁で審理中である。住民側承認申請をほぼ認め、08年9月には広島地裁も鞆の浦に「実況見分」に訪れるなど、地裁の訴訟指揮は住民側に好意的と思われる。

しかし、福山市長・広島県知事はじめ推進側も手をこまねいてはいない。中国新聞は08年12月、立て続けに、**鞆港埋め立て早期認可要望へ**（中国新聞 08.12.4 付）、**鞆計画、打開策に住民投票を**（同 08.12.6 付）の見出しが躍り、推進側の動向を伝えている。福山市議会は大半が推進側である。埋め立て・架橋計画で、道路整備推進を目的とする市議会の市都市基盤整備促進議員連絡会議（41人）は12月5日、埋立て事業の認定庁・国交省中国地方整備局に対し08年6月広島県より申請された埋立て免許の「早期認可」を要望した。整備局長から「推進派の声が東京に届いてい

ないなど、現状では埋め立て免許の認可に慎重にならざるを得ない」と言われ、整備局から反対住民との話し合いや住民投票実施を提案されたとのこと。イコモス（国際記念物遺跡会議）から二度も「保存を求める」総会決議や勧告を受けており、国交省も文化庁も「慎重にならざるを得ない」のは当然であろう。

以下鞆まちづくり工房からの年頭メールです。

「07年4月24日に提訴の**「鞆の世界遺産訴訟」**も今年2月12日の第11回期日をもって結審となり3月にも判決が出る見通しです。日本で初めてともいえる画期的な判決内容が期待されます。本当に皆様のご支援あればこそと感謝致しております。もちろん、県・市当局は未だ推進の立場を変えておらず油断は禁物なのですが、それでも今年は、何か縛られていたものから解き放たれることで、私たち自身が動き、変化する年となる予感がしております。」

写真集「夢のあとさき」

～備後鞆の浦 国重要文化財「太田家住宅」

埋立て架橋計画により、中世の港町の景観が壊されようとしている福山市鞆の浦。写真家・尾澤征昭さん撮影による

写真集「夢のあとさき」～備後鞆の浦 国重要文化財

「太田家住宅」が出版されました。ぜひお買い求め頂き、鞆の浦の景観保全にご協力をお願いします。

写真 尾澤征昭

発行先 国重要文化財「太田家住宅を守る会」

発行所 720-0201 福山市鞆町鞆 842 TEL&FAX 084-982-3553

定価 3500円

お求めは発行先まで



計
報

昨年九月二七日便りが届きました
中身はトラストニュース四三号の返
送でした 住所を見て「もしや」と
の思いで封書を開けました 発信人
は古沢昭さんのご夫人でした 長ら
く本会の顧問として また「住民が
見た瀬戸内海」発刊にご尽力頂いた
古沢昭さんのご逝去のお便りが添え
られていました 六月十四日、肺炎
のためにお亡くなりになられたと

お亡くなりになる約二ヶ月前の四
月二十日 古沢昭さんには福山市鞆
の浦の埋立て架橋計画現場や尾道市
百島の浚渫土砂による干潟造成事業
現場をご案内して頂いたばかりでし
た

それが古沢さんのご生前のお姿を
見る最期とは思いませんでした
最後まで 瀬戸内海の環境問題に強
い関心を寄せ 瀬戸内海の環境再生
のために費やした後半生だったので
はないかと思えます
心よりご冥福を

お祈り申し上げます

合掌

環瀬戸内海会議

2008年瀬戸内海沿岸の海岸生物調査まとめ

生物調査担当 小西 良平

はじめに

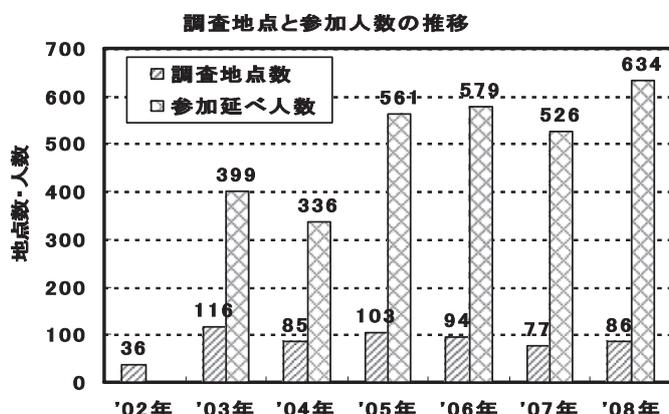
08年も環瀬戸の海岸生物調査に御協力有り難うございました。コールデンウイーク前後から10月末まで、瀬戸内海の各地に出向き調査をしてきました。また各地で独自に調査をし、データを郵送して頂いている皆さんに感謝しております。今年の調査結果のデータは整理中ですが、現在までの結果を簡単に報告します。

今年の調査結果

環瀬戸の海岸生物調査は2002年から開始し、今年で7年を経過しました。2008年は現在把握している段階で85ヶ所、参加人数633人となりました。最近の調査では参加延べ人数が500~600人と順調に推移し、生協や地域の子どもエコクラブなど子供達の参加が増えてきているのが特徴です。

各地の調査地点と参加人員数の推移

	和歌山	大阪	兵庫	岡山	広島	山口	福岡	大分	愛媛	香川	徳島	合計	参加人数
'02年	0	0	4	5	7	2	1	4	8	5	0	36	
'03年	2	2	9	11	33	5	3	2	25	22	2	116	399
'04年	0	1	9	14	10	4	5	1	20	21	0	85	336
'05年	0	1	11	12	20	12	3	3	22	19	0	103	561
'06年	0	2	13	10	20	3	3	0	24	19	0	94	579
'07年	0	3	6	11	13	2	2	0	23	17	0	77	526
'08年	0	3	8	14	7	3	2	0	31	17	0	85	633



各地の調査の様子

エスコープ大阪は毎年貝塚市二色ノ浜で、都市生活生協は明石大蔵海岸、西宮御前浜、甲子園浜で多くの子供達が調査に参加してくれている。海岸線が殆ど埋め立てられ、わずかに残った自然海岸や人工海浜での調査のため、確認される生物数は少ないが、それでも参加してくれた子供達の好奇心に満ちた目と楽しそうな笑顔が継続の力をくれます。

産業廃棄物の不法投棄で有名な香川県豊島ではアースデイの行事の一部として北海岸の調査が行われている。不法投棄からの汚染水を2001年に遮断壁で止めたことで環境が劇的に回復し、アサリも確認されるようになってきている。



香川県観音寺では夏休みの行事として生物調査の報告会と、実際に海岸に出向いての生物調査がセットで企画され、毎年家族連れでの参加が増えている。

愛媛県松山市中島町では有機農産協の組合員家族が、夏休みの海水浴とキャンプの集いに海岸生物調査を取り入れ、調査前には地元で採れたサザエや野菜でバーベキューもあり楽しい調査となっている。

岡山県倉敷市ではみずしま財団の協力で毎年の恒例行事と定着し、通生海岸と高梁川河口の2ヶ所で



香川県観音寺市有明浜 08年8月2日



愛媛県松山市中島町城海岸 08年8月3日

行われ、家族連れで参加者してくれています。

各地で調査するなかで、広島県竹原市ハチの干潟、香川県直島積浦、愛媛県今治市桜井漁港内、弓削島、岡山県瀬戸内市の干潟等各地で環境省絶滅危惧種Ⅱ類のハクセンシオマネキの棲息を確認することができました。なかでも瀬戸内市の干潟は 50~60 個体/m²の密度で棲息する広大なコロニーで、一ヶ所でこれだけのシオマネキが棲息している場所はないのではと思われる。



岡山県倉敷市通生海岸 08年9月13日



ハクセンシオマネキ

山口県上関町の田ノ浦海岸では中国電力が原子力発電所予定地の海岸埋め立ての申請をし、10月に山口県が許可をするという愚行があった。今後何時埋め立て工事が開始されるか懸念され、田ノ浦の貴重な生物の存在が危機に瀕していると共に、環瀬戸の調査地点の2ヶ所も消滅する可能性がある。

今後の課題

調査地点の少ない県での調査各地を増やすことと、各地に生物調査の指導ができるリーダーを養成することである。またハチの干潟で行っているような、「見て」、「触って」、「食べて」の様な楽しく、継続してできる調査にしていきたいと考えている。子供達が多く参加してくれることで、自然の大切さや人間が多くの生物と共に生きていることを感じてくれれば幸いである。

大阪湾会議代表幹事・小西和人さんがお亡くなりになりました 大阪湾会議 服部 豊

非常に残念なお知らせですが、大阪湾会議創設メンバーで代表幹事の元週刊「釣りサンデー」会長・小西和人さんが1月7日に心不全でお亡くなりになりました。81歳でした。

1月5日に小西さんのご自宅で1月度の大阪湾会議例会をしたときが最後になりました。昨年から大阪湾会議例会を小西さんのご自宅で開催し、5日はまだ比較のお元気な様子でした。1970年代の入浜権闘争の時から海の守人でした。1985年から大阪湾会議の月1回の例会や様々なイベントで一緒にしてきました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

粉じん・騒音・振動被害に悩む、今治市大島・早川地区 急げ！瀬戸内法改正

愛媛県 阿部 悦子



またもや、愛媛県今治市の大島の集落での公害問題である。一昨年の初め、同大島の吉海、津倉の集落で、鉄鋼スラグが撤去され2年ぶりの解決をみたばかりである。

大島は「大島石」による石材業が島の主要産業であり、多くの人々が石材業に関わって生活している。今治から島なみ海道を渡って初めてのインターチェンジで降り、東に車で走ること15分、津倉の集落から10分の場所に、人口100人ほどの緩やかな谷あいの村「早川」がある。

訴えを受けたのは昨年12月の初め、住民から知らされた被害の深刻さは並大抵ではない。島には70もの石材業者があるが、そのうちの4業者が商品としての石材を取った後に出る「捨て石」と呼ぶ埋め立てに使う石の積み出し港として今治市と使用契約を結び、一年前から使ってきたのだ。その場所には常時「廃石」が10m近くもの高さに積み、泥をふるいにかける作業をしてい

る。トラックが石を落とす騒音は数100mも離れた山間の人家にまで耳をつんざくように響いている。震動によって周辺の家の塀にはヒビが入り、家に入ると壁のあちこちに亀裂が認められる。（業者は壁紙の張り替えを申し出ているというが）下水管からの水漏れの痕跡もある。直近の住宅ではどの家も雨戸を閉めて生活しているが、家の中には粉じんが容赦なく侵入して、一日も拭き掃除が欠かせないという。



健康被害もすさまじい。耳が遠くなった人、ぜんそくが悪化した人、夜になると咳が止まらず寝付けない人も少なくない。私も日中の3時間ほど積み出し港の周辺を歩いた日には、鼻の奥とのどの違和感が夜中まで取れなかった。一日中、このような環境のもとで暮らす人々の苦悩と困難は想像を絶する。

12月15日、住民らは「早川の住環境と健康を取り戻す会」を設立し、県に「大気汚染防止法」に基づく事業の中止命令の発動を求め行動を起こした。住民と話をする中で明らかになったことは、今日の被害が、15年前に住民への説明もないまま安易に決まった白砂の浜の埋め立てから始まったことであり、長い間漁民たちは目の前の大三島近くの海域での海砂の採取を止めさせたいと願っていたことである。瀬戸内法の改正を急がなくてはならない。

岡山初開催！市民活動のための「環境アセスメント講座」

～ アセスメント制度と市民の役割を考える ～

2009年2月14日(土)、15日(日)、21日(土)、22日(日)

環境アセスメント制度とは、道路建設や発電所など大規模開発事業による環境への影響を事前に調査、予測、評価をするとともに、市民とのコミュニケーションを通じ、環境保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げようとするしくみです。この講座では、次の6点を大切にしています。

- ①制度のそもそも、市民の役割がわかる
- ②アセスの「いま」がわかる
- ③アセスの「実際」から学ぶ
- ④アセスの「現場」に立つ
- ⑤アセスを「体験」するワークショップ
- ⑥市民団体、NGO・NPO、参加者が元気になる

アセス制度が生まれて10年。市民の制度への理解と参加を広げるための連続講座です。みなさまのご参加をお待ちしています。

■ スケジュールとプログラム

2月14日(土)【会場】ピュアリティまきび2階会議室

講義① 環境アセスメントと市民の役割

【時間】13:00～15:00

【講師】浅野 直人 氏 (福岡大学法学部教授)

【報告】岡山県生活環境部環境政策課

講義② 風力発電所計画とアセス

【時間】15:10～16:40

【講師】馬場 健司 氏 (財電力中央研究所社会経済研究所主任研究員)

2月15日(日)【会場】岡山国際交流センター研修室

ワークショップ 市民意見の形成

【時間】13:00～16:30

【講師】傘木 宏夫 氏 (NPO 地域づくり工房代表理事)

2月21日(土)【集合・解散】林原モータープール

現地見学 海から見学アセスの現場

【時間】集合 13:00～解散 17:00

【案内】みずしま財団

2月22日(日)【会場】岡山国際交流センター会議室(1)

講義③ 廃棄物処理場とアセス

【時間】13:00～14:30

【講師】田中 勝 氏 (岡山大学大学院教授、(株)廃棄物工学研究所代表)

講義④ 都市再開発とアセス

【時間】14:40～16:20

【講師】梶谷 修 氏 (㈱ポリテック・エイディディ)

■ 受講料 1000円 (全回通して)

■ 定員 30人 (定員になり次第、締切)

■ 問合せ・申込方法

環瀬戸内海会議 (松本 宣崇 宛て) 〒700-0973 岡山市下中野 318-114

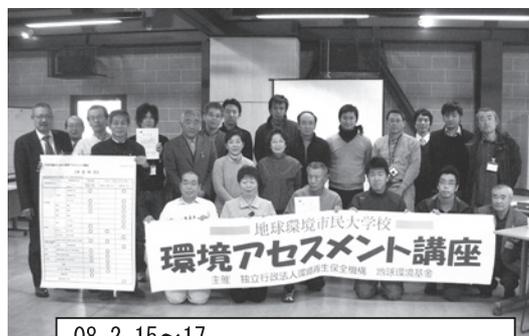
TEL:090-3638-0187 FAX:086-243-2927 Eメール: webmaster@aozora.or.jp

■ 次の事項を、ご連絡下さい。(個人に関する情報は、本講座開催の目的以外には使用いたしません。)

- 〈1〉氏名(ふりがな) 〈2〉〒・住所 〈3〉電話 〈4〉所属(職場、学校名等)
- 〈5〉参加する日程(原則全回参加。全日参加できる方を優先。)

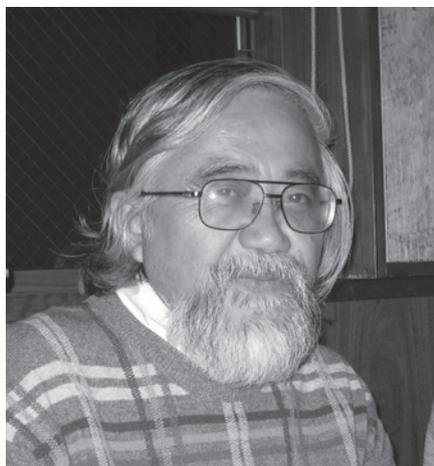
主催 独立行政法人 環境再生保全機構 地球環境基金

協力 みずしま財団 (財)水島地域環境再生財団 環瀬戸内海会議 あおぞら財団 (財)公害地域再生センター



湯浅 一郎 さん 連 続 講 演 会

瀬戸内海から発信する環境と平和



湯浅 一郎 さん プロフィール

環瀬戸内海会議顧問/ピースリンク広島・呉・岩国代表
NPO 法人ピースデポ(平和資料協同組合)代表
(独法)産業技術総合研究所中国センター
専門は海洋環境学。

呉市に居住され、四半世紀にわたり環境と平和問題に取り組んできた湯浅さんが、今年4月からフィールドを東京とつくばに移されることになりました。

転居を前にご多忙中のところ、講演をして頂くことになりました。お近くの会場へお出かけ下さい。

☆ 1月25日(日) 13:30~

今治市総合福祉センター(愛らんど今治)2F 研修室
(Tel:0898-22-6018 今治市南宝来町1-9-8)

☆ 2月7日(土) 13:30~

松山市民会館 2F 第3会議室
(Tel:089-931-8181 松山市堀の内)
以上問合せ先
阿部悦子と市民の広場 <hiroba@muse.dti.ne.jp>
tel 089-915-0619 fax 089-915-0621

☆ 3月1日(日) 13:30~

豊島唐櫃公堂(香川県土庄町豊島唐櫃)
問合せ先 石井 亨(090-8970-6897)

環瀬戸内海会議の発行物、ニュース等が、広島県立図書館に所蔵されることになりました。

1月6日から資料展示「いのちを育む海~瀬戸内海の環境~」に展示されます。

広島にお住まいの皆様、広島市へお出かけの方、足を運んでみてください。



08年度会費納入のお願い

年会費(一口) 個人2,000円 団体5,000円
— 何口でも可 —



すでに納入頂いた方にも振込用紙を同封していますが、ご容赦下さいますようお願い致します。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われています。と同時に、環瀬戸では各地の運動支援や瀬戸内法改正のための支援カンパや立木トラストへのご協力をお願いしています。ご理解のうえ、カンパにご協力をお願いいたします。

瀬戸内トラストニュース 第44号 2009年1月15日発行 / 発行責任者 前田俊英

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部悦子 石井 亨

郵便振替口座 01600-5-44750 加入者 環瀬戸内海会議

URL <http://ww1.tiki.ne.jp/~rkshizutani/>

メールアドレス kanseto@mx36.tiki.ne.jp